

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成31年2月22日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市上京区選佛寺町南部地区建築協定

2 申請者の氏名

山本 隆一

3 建築協定区域

京都市上京区御前通西裏上ノ下立売上る北町570番12から570番14まで並びに同区下立売通御前通西入二丁目堀川町543番15、543番17、543番19から543番21まで、543番23から543番27まで及び543番31から543番33まで

4 建築協定区域隣接地

京都市上京区御前通西裏上ノ下立売上る北町570番、570番1から570番4まで、570番11、570番15、580番7並びに同区下立売通御前通西入二丁目堀川町543番14、543番16及び543番18

5 建築協定の事項

建築物の用途

6 協定の期間

10年間（有効期間の満了6箇月前までに、土地の所有者等から委員会に対して、書面をもって有効期間を延長しない旨の申立てがなされない場合は、有効期間を更に10年間延長することができるものとする。）

7 認可年月日及び番号

平成31年2月22日付け第13-006号

8 縦覧期間

平成31年2月22日から建築協定書第11条に規定する有効期間満了日又は、法第

76条第2項の規定に基づき建築協定の廃止認可を公告した日までの、京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までは除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)